

利用上の注意（用語の解説）

1 学校調査・学校通信教育調査

- (1) 年齢は平成 28 年 4 月 1 日現在の満年齢である。
- (2) 学校数には分校及び休校中の学校を含む。
- (3) 学級種別
 - ア 単式学級：同一学年の児童生徒のみで編制している学級
 - イ 複式学級：2以上の学年の児童生徒で編制している学級
 - ウ 特別支援学級：学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童生徒で編制している学級
- (4) 教員の「本務者」とは、当該校を本務校とする常勤(フルタイム)の教員のことで、「兼務者」とは本務者以外の者である。職員の「本務者」とは、常勤の職員または勤務条件が常勤に準ずる職員のことである。
- (5) 中高一貫教育校
 - ア 中等教育学校：前期課程(3年)及び後期課程(3年)からなる修業年限6年の学校
 - イ 併設型：学校教育法第 71 条の規定により、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態
 - ウ 連携型：学校教育法施行規則第 75 条及び第 87 条の規定により、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一または異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態
- (6) 高等学校通信教育は独立した項目として扱い、「高等学校」には含めていない。
- (7) 義務教育学校は、学校教育法の改正により、平成 28 年度に創設された学校種であり、平成 28 年度から調査実施

2 卒業後の状況調査 - 中学校、高等学校、中等教育学校(前期・後期課程)、特別支援学校(中学部・高等部) -

- (1) 高等学校等進学者：
高等学校(本科(全日制、定時制、通信制)・別科)、中等教育学校後期課程(本科(全日制、定時制)・別科)、高等専門学校及び特別支援学校高等部(本科・別科)へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)
- (2) 大学等進学者：
大学(学部・別科)、短期大学(本科・別科)、大学・短期大学通信教育部、放送大学、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)
- (3) 専修学校(高等課程)進学者：
専修学校の高等課程へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)
- (4) 専修学校(専門課程)進学者：
専修学校の専門課程へ進学した者(進学者のうち就職している者を含む。)
- (5) 専修学校(一般課程)等入学者：
専修学校の一般課程(高等学校卒業者では高等課程を含む。)、各種学校へ入学した者(入学者のうち就職している者を含む。)
- (6) 就職者(正規の職員等でない者)：[高等学校(全日制・定時制)、中等教育学校(後期課程)のみ]
雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者
- (7) 一時的な仕事に就いた者：[高等学校(全日制・定時制)、中等教育学校(後期課程)のみ]
臨時的な収入を得る仕事に就いている者であり、雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者
- (8) 左記及び不詳・死亡以外の者：
外国の学校への入学、家事手伝い、アルバイト(上記(7)の該当者を除く)、病気療養中、自宅浪人、専修学校・各種学校以外の予備校や学習塾に通っている者等、卒業後の状況は明確であるが他のどの項目にも属さない者
- (9) 進学率 $= \frac{\text{進学者総数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$
- (10) 卒業者に占める就職者の割合 $= \frac{\text{就職者総数(進(入)学者のうち就職している者を加えた全就職者数)}}{\text{卒業者総数}} \times 100$

3 その他

- (1) 「—」：皆無又は該当数値なし / 「…」：数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合 / 「△」：負の数
- (2) 「年度間」：4月1日から3月31日までの1年間
- (3) 百分率の表章は単位未満を四捨五入したもので、構成比の合計は100%にならない場合がある。
- (4) 表中の単位(校・園・人等)は省略している。
- (5) 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。
- (6) この報告書は、平成 28 年度学校基本調査の結果を神奈川県が独自に集計したものである。